



令和 6年 1月 4日

福井県知事 杉本 達治 様

主たる事務所の所在地
福井県鯖江市本町4丁目1番 28号
医療法人 鯖江清水耳鼻咽喉
理事長 清水 元博
電話 0778 (52) 8700

決 算 届

令和4年11月1日から令和5年10月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

【添付書類】

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和4年11月1日 至 令和5年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 鯖江清水耳鼻咽喉科医院
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福井県鯖江市本町4丁目1番28号
- (3) 設立認可年月日 平成7年12月8日
- (4) 設立登記年月日 平成7年12月18日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	鯖江清水耳鼻咽喉科医院	1810714459	福井県鯖江市本町4丁目1番28号	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年12月14日 令和4年度決算の決定
" 役員報酬の件
令和5年10月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 鯖江清水耳鼻咽喉科医院

医療法人番号

所在地 福井県鯖江市本町4丁目1番28号

財 産 目 録

(令和5年10月31日現在)

1. 資 産 額	23,148 千円
2. 負 債 額	10,293 千円
3. 純 資 産 額	12,855 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	16,531
B 固 定 資 産	6,617
C 資 産 合 計 (A+B)	23,148
D 負 債 合 計	10,293
E 純 資 産 (C-D)	12,855

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 鯖江清水耳鼻咽喉科医院

医療法人番号

所在地 福井県鯖江市本町4丁目1番28号

貸借対照表 (診療所)
(令和5年10月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	16,531	I 流 動 負 債	496
II 固 定 資 産	6,617	II 固 定 負 債	9,797
1 有 形 固 定 資 産	2,707	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	1,260	負 債 合 計	10,293
3 そ の 他 の 資 産	2,650	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	2,855
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	12,855
資 産 合 計	23,148	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,148

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 鯖江清水耳鼻咽喉科医院
 所在地 福井県鯖江市本町4丁目1番28号

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和4年11月1日 至 令和5年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	21,636
2 事業費用	21,322
本来業務事業利益	314
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	314
II 事業外収益	311
III 事業外費用	0
経常利益	625
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	625
法人税等	123
当期純利益	502

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人 鯖江清水耳鼻咽喉科医院
所在地 鯖江市本町4丁目1番28号

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。
2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 鯖江清水耳鼻咽喉科医院
理事長 清水 元博 殿

私は、医療法人 鯖江清水耳鼻咽喉科医院の第 28 期会計年度（令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日
医療法人 鯖江清水耳鼻咽喉科医院
監事 清水 崇博